

2020年（令和2年）3月3日

市内指定居宅介護支援事業所管理者各位
市内指定介護予防支援事業所管理者各位

逗子市福祉部高齢介護課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るサービス担当者会議等の
対応方針について（通知）

日頃より、本市福祉行政の推進にあたりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、運営に関する基準において開催が義務付けられているサービス担当者会議等については、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応方針を次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

1 サービス担当者会議について

感染拡大を防止する観点から、やむを得ない理由がある場合における取扱いと同様に、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとします。その場合も、その内容を記録し、適切に保存することが必要となります。

なお、サービス担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかける等、感染防止を徹底してください。

2 モニタリングについて

モニタリングの実施については、感染拡大を防止する観点から、利用者の状況の把握において電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

事務担当：介護保険係

046-873-1111（内線246・247）